

(案)

鎌 運 審 第 号  
令和 2 年 (2020 年) 月 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市下水道事業運営審議会  
会長 堀 江 信 之

下水道使用料減免制度の見直しについて (答申)

令和元年(2019年) 11月14日付け鎌都整第407号で鎌倉市長から諮問のあった2項目のうち「下水道使用料減免制度の見直しについて」、当審議会で審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添える。

記

1 答申

これまで鎌倉市は、市独自の市民サービスとして、鎌倉市下水道条例第15条第1項により、下水道使用料減免制度を運用し、同項第2号により生活保護受給世帯における下水道使用料を減免対象としてきている。

しかしながら、生活保護法に基づき支給される生活扶助費に下水道使用料相当額(光熱水費相当額)が含まれていると解釈されることから、下水道使用料は生活扶助費の中から支払ってもらわなければならないべきものであり、この制度により減免されていない使用者との間において、不公平が生じていると考える。

また、多くの自治体でも、すでにこの減免制度は廃止している。

そのため、同項第2号の減免制度を廃止し、生活扶助費と生活保護受給世帯への減免が重複している状況を速やかに改めるべきと考える。

2 附帯意見

生活保護受給世帯への減免制度の廃止にあたっては、減免対象者の方々の理解が得られるよう、必要な周知期間を設けて丁寧な説明をするとともに、制度廃止後も懇切丁寧な対応を求める。

また、生活保護受給世帯の者が同条第1項第3号に掲げるその他の減免制度に該当する事由がある場合は、新たな減免申請により減免が行われるよう申し添える。